

令和 7 年度富士五湖広域行政事務組合 消 防 職 員 採 用 試 験 実 施 要 綱

富士五湖広域行政事務組合消防職員採用試験を次のとおり実施します。

1. 採用職種及び採用予定人員

- (1)職 種 消防職
- (2)採用予定人員 若干名

2. 受験資格

(1)この試験が受けられる者

- ①大 学 卒 :平成 11 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日までに生まれた者
- ②高校以上卒 :平成 13 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた者
- ③令和 8 年 3 月前記①、②の学校を卒業見込みの者

(2)身体要件

	男性	女性
身長	おおむね 1 6 0 センチメートル以上	おおむね 1 5 5 センチメートル以上
体重	おおむね 5 2 キログラム以上	おおむね 4 5 キログラム以上
胸囲	身長のおおむね 2 分の 1 以上	
視力	・両眼（矯正視力を含む）で 0. 7 以上、かつ、一眼でそれぞれ 0. 3 以上であること ・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること	
聴力	左右共に正常であること	
その他	・体質が健全で、四肢関節に支障がなく諸機能が正常であること ・精神機能及び神経系統に異常がないこと ・言語明瞭で十分な発声ができること	

(3)住所要件

令和 7 年 7 月 17 日現在、富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・富士河口湖町・鳴沢村（以下「構成市町村」という。）に住所を有する者、ただし、進学・就職等のため、現に構成市町村内に住所を有していない者でも、家族等が令和 7 年 7 月 17 日以前から引き続き、構成市町村内に住所を有する者は、資格を有します。

なお、採用後も構成市町村内に居住（住民登録）する必要があります。

3. 欠格条項

- (1)日本の国籍を有しない者
- (2)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- (3) 富士五湖広域行政事務組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 受験手続及び受付期間

(1) 受付期間

- ① 令和7年7月17日（木）から8月15日（金）まで。（土日祝日除く。）
- ② 受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ③ 郵送の場合は8月15日消印のあるものまで受け付けします。

(2) 試験申込

- ① 試験申込書に記入して富士五湖消防本部管理課に提出して下さい。
- ② 郵送の場合は、封筒の表に「町村職受験」と朱書きし、書留郵便にして送付して下さい。なお「受験票」には宛先を明記し、85円切手を貼って下さい。

※申込先及び問合せ先

〒403-8599

富士吉田市松山五丁目10番13号

富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部 管理課

電話 0555-22-4428

5. 第一次試験

(1) 日時及び場所

令和7年9月21日（日） 午前9時00分

（受付開始時間午前8時20分）

山梨県自治会館

甲府市蓬沢1-15-35

(2) 試験方法

- ① 教養試験（公務員として必要な一般的知識・知能について）
- ② 消防適性検査（消防職員としての適応性の検査について）
- ③ 性格特性検査（職務・職場への適応性について）

6. 第二次試験

(1) 日時及び場所

日時及び場所等については、第一次試験合格者に通知します。

(2) 試験方法

- ① 論述試験
- ② 面接試験
- ③ 体力試験

7. 合格者の発表

組合ホームページ及び掲示板、構成市町村掲示板に掲載するとともに合格者には書面にて通知します。

- ・ 第一次試験合格発表 令和 7 年 10 月中旬頃
 - ・ 第二次試験合格発表 令和 7 年 11 月中旬頃
- ※ 電話でのお問い合わせには応じておりません。

8. 試験結果の開示請求について

試験結果の開示請求の受付期間については、各試験合格発表の日から 2 週間といたします。 電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（学生証又は身分証明書、運転免許証等）を持参のうえ、受験者本人が直接開示場所（富士五湖消防本部 管理課）へおいでください。